

対象となる経費、対象とならない経費

目次

【補助対象事業別】

I. 商談会・展示会等への出展	P2
II. 商品・サービスの開発または改良	P3
III. 企業・商品・サービスの認知拡大またはブランディング	P4
IV. ECサービスの活用	P5～6
V. 海外販路拡大に向けた環境整備	P7～8

【共通】

《重要》注意事項（補助対象とならない経費）	P9
-----------------------------	----

I. 商談会・展示会等への出展（国内・海外共通）

【対象となる経費】

補助対象経費	詳細
参加費	・ 公的機関等が開催する販路拡大イベント（商談会や展示会等）への参加費 ※セミナーのような一方向のものではなく、オンライン又は対面形式で開催され、バイヤー等が参加し契約に繋がる可能性を有するものが対象です。
相談費	・ 商談会、展示会等への参加に向けた専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
出展料（小間料）	・ 商談会、展示会等への参加に必要な出展料、小間料 ※海外で開催される商談会、展示会等については、公的機関が主催、共催または後援しているものが対象です。 ・ 商談会、展示会等の主催者が運営するWEBサイトへの掲載手数料
小間装飾費	・ 商談会、展示会等における看板設置等のブース装飾や電気・水道工事に要する費用
運搬費	・ 商談会、展示会等の会場への商品サンプルや資料等の輸送費
外部に委託する販売促進員の人件費	・ 外部に委託する販売促進員（マネキン）にかかる人件費 ※単なる業務支援（アルバイト等）は対象外です。 ※会期中（前日の設営日等は除く）のみが対象となります。
備品借上料	・ 商談用テーブルや椅子等の備品レンタル費
通訳・翻訳費	・ 海外バイヤー等への商品・サービス等の説明時および商談時の通訳者への謝金や委託費 ・ 商品やサービス等のPRに必要な資料の翻訳にかかる謝金および委託費

【対象とならない経費（例）】

- ・ 商品サンプル代
- ・ 展示ブースで使用する電気、ガス、水道等の光熱水費
- ・ 商品等検査証明書取得料、損害保険料
- ・ PC等機材（PC、モニター、デジタルサイネージ等）の購入費
- ・ PRに必要な資料の印刷費、版代およびデザイン代
- ・ 商談時の飲食代

Ⅱ. 商品・サービスの開発または改良（国内・海外共通）

【対象となる経費】

補助対象経費	詳細
相談費	・新商品または新サービスの開発に際し、専門家への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ・既存商品または既存サービスの改良に際し、専門家への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
成分分析・材料試験費	・商品や原材料の成分分析や耐久試験等に要する機器の使用料および委託費
マーケット・モニター調査費	・市場調査に要する専門業者への委託費 ・留学生等を対象としたモニター会等の開催やアンケート調査等の実施に要する会場借上料、消耗品費および委託費
翻訳費	・上記補助対象経費にかかる翻訳費

【対象とならない経費（例）】

- ・市場調査時およびモニター会実施時の飲食代
- ・Web解析レポート作成費
- ・集計、データ分析のためのPC等ハードウェア・ソフトウェア購入費及びレンタル・リース代

Ⅲ. 企業・商品・サービスの認知拡大またはブランディング（国内・海外共通）

【対象となる経費】

補助対象経費	詳細
相談費	- 企業や商品・サービスの認知拡大またはブランディングにかかる専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
HP等の作成費	- HPの新規作成にかかる委託費（サイト設計費用、デザイン料、Webページ（HTML等）作成費用、レスポンス対応費用等） - SNSやLP（ランディングページ）の新規作成にかかる委託費
画像・動画作成費	- 映像コンテンツ制作のために要する施設使用料 - 写真または動画撮影に要する人件費、機材費 - 商品やサービスの紹介画像・動画等のデザイン作成費および編集費
デザイン料	- パッケージ等（商品に同梱される印刷物を含む）のデザインを作成または変更するためのデザイン企画開発費やデザイン購入費、デザイナー等への謝礼 - 企業やブランド、商品に使用するロゴマークのデザイン料
マーケット・モニター調査費	- 市場調査に要する専門業者への委託費 - 留学生等を対象としたモニター会等の開催やアンケート調査等の実施に要する会場借上料、消耗品費および委託費
翻訳費	上記補助対象経費にかかる翻訳費

【対象とならない経費（例）】

- ・認知拡大またはブランディングに必要な資料等の制作費（印刷費、版代）
- ・HP等の変更にかかる経費
- ・Web解析レポート作成費
- ・サーバ、PC、デジタルカメラ、デジタルビデオ等の汎用性のある機材設備の購入費およびレンタル・リース料
- ・ドメイン取得費
- ・ソフトウェア購入費（ライセンス使用料を含む）
- ・開発または改良した商品のパッケージ製袋費、ラベル印刷代、版代

Ⅳ. ECサービスの活用（国内・海外共通）

【対象となる経費】

区分	補助対象経費	詳細
EC モール への出店・ 出品または EC サービス の活用	相談費	・ ECモールへの出店・出品やECサービスの活用にかかる専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
	初期登録料	・ ECモールへの出店・出品やECサービスの活用に必要な初期設定費、初期登録料、出店代行費等 ・ EC対応の決済カードを導入する際の開通料、初期設定費等
	サービス使用料 ※上限6か月分	・ ECモールやECサービスの利用にかかる月額基本料金
	カスタマイズ費	・ 出店・出品を行うECモールや活用するECサービスへ掲載する商品画像等のデザイン費 ・ 出店・出品を行うECモールや活用するECサービスと自社HPとの紐付けにかかる専門業者への委託費 ・ 海外向けECサイトの出店にかかるサイト内商品紹介やサイトナビゲーション、商品パッケージ等のテキスト翻訳費
自社 EC サイトの構築	相談費	・ 自社ECサイトの構築にかかる専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
	構築費	・ 自社ECサイトの構築にかかるサイト設計費やデザイン料、Webページ（HTML）作成費、レスポンス対応費等の初期費用 ・ 構築するECサイトへ掲載する商品画像等のデザイン費 ・ EC対応の決済カードを導入する際の開通料、初期設定費等 ・ 自社ECサイトと自社HPとの紐付けにかかる専門業者への委託費 ※HPの作成を伴う場合は、大分市に所在する事業所が直接運営しているHPに限る。 ・ 自社ECサイトの構築にかかるサイト内商品紹介やサイトナビゲーション、商品パッケージ等のテキスト翻訳費

※EC サービスの活用に関し必要な初期登録料およびサービス使用料については、申請年度内に発

生する経費のみを対象とし、6 か月分を上限に補助対象経費とする。ただし、既に活用している EC サービスと異なるものであり、かつ本補助金を活用して実施したものと異なる EC サービスを新たに活用する場合は、再度申請が可能。

※「詳細」欄に示す対象経費については、新規出店・出品や新たなECサービスの活用、自社 EC サイトの新規構築とあわせて活用することが条件です。

【対象とならない経費（例）】

- ・ Web解析レポート作成費
- ・ サーバ、PC、デジタルカメラ、デジタルビデオ等の汎用性のある機材設備購入費およびレンタル・リース料
- ・ ドメイン取得費用
- ・ ソフトウェア購入費（ライセンス使用料を含む）
- ・ 新規構築サイトに他社商品を有償で出店させた場合の運営代行費用（無償提供の場合は対象）
- ・ 購入代行サービスを行う費用
- ・ 単に顧客に自社製品を紹介するための自社サイトの構築費
- ・ 売上額の多寡や顧客対応の増加により加算される月額使用料
- ・ サービス申し込み等に係る翻訳費
- ・ 国内の顧客を対象としたECサイトへの自動翻訳機能の付加に関する委託費

V. 海外販路拡大に向けた環境整備（海外のみ）

【対象となる経費】

区分	補助対象経費	詳細
規格・認証 取得	相談費	・輸出に必要な各国の基準を満たす認証および製品規格取得にかかる専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
	規格・認証 取得費	・輸出に必要な各国の基準を満たす認証および製品規格取得のための出願手数料、認証・規格等取得手数料、認証登録料、代理人費用、書類作成費、翻訳費
権利侵害 防止	相談費	・外国特許庁等への知的財産権出願にかかる専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
	知的財産権 出願料	・各種出願等にかかる費用（PCT国際出願にかかる各指定国への移行時の手数料、商標のマドプロ出願の出願手数料、意匠のハーグ出願の出願手数料、外国特許庁等への出願料と同日に支払う審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金・米国IDS費用・PPH費用、出願国の制度上、出願に必要な公証人証明申請費用・委任状作成費用等、代理人費用、翻訳費） ※各種出願等にかかる費用については、(1)～(3)の条件をすべて満たしているものが対象。 (1)既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一内容で行われる予定の出願 (2)下記のいずれかに該当する方法により行われる出願 ・パリ条約に基づき、同条約4号の規定による優先権を主張して外交特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しない） ・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階へ移行する方法） ・特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクトPCT国際出願であって、日本国を指定

		締約国に含んで各国に移行する方法 ・ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（この場合、「すでに日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む） ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法 (3)既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む）と同一の中小企業者名義で行われる予定の出願
海外事業者との取引	相談費	・海外展開を始めるための専門家等への相談に要する謝礼やコンサルティング料 ・契約先の信用調査に関する専門業者への調査委託費 ・専門家によるリーガルチェックや売買契約、販売店契約等の契約書類作成費（専門家：弁護士等の専門資格を有する者） ※コンサルティングの内容や時間あたり単価・回数、相談スケジュールの分かる見積書等の提出が必要です。 ※事業完了後の実績報告書類提出の際には、相談を行ったことが分かる議事録やレポート等の提出が必要です。
	通訳・翻訳費	・契約書、商談資料、商品資料等の翻訳料（メール等電子情報の翻訳を含む） ・海外事業者との契約または契約に関する協議等へ随行する通訳者への謝金

【対象とならない経費（例）】

＜規格・認証取得＞

- ・規格・認証取得のための先行調査にかかる経費

＜権利侵害防止＞

- ・権利侵害防止のための先行技術調査にかかる経費
- ・PCT国際出願に係る各指定国への移行時の手数料のうち、日本国への移行にかかる経費
- ・外国特許庁に出願料を支払った後、後日、外国特許庁に支払ったまたは支払う予定の費用（中間手続きにかかる経費・審査請求費用・登録料・維持年金・手数料等）

＜海外事業者との取引＞

- ・弁護士等の専門家への顧問料
- ・文字および音声翻訳機能を有する機器やソフトウェアの購入費およびレンタル・リース料
- ・旅券（パスポート）取得料、査証（ビザ）等取得料
- ・海外旅行傷害保険料、予防接種・検査受検料、検査結果証明書取得料
- ・スーツケースや変圧器、ポケットWi-Fi等の購入費およびレンタル・リース料
- ・空港ラウンジ等施設使用料

《重要》注意事項（補助対象とならない経費）

- ①補助事業期間外および交付決定通知日以前に発注、契約、支払がされているもの
※商談会・展示会への参加費および出展料（小間料）について、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第6条の2第2項において計画認定されている場合はこの限りでない。
- ②当該事業に使用したものとして明確に区分できないもの
- ③証拠書類等によって金額や支出等が適正であることが確認できないもの
- ④備品購入代
- ⑤自社人材の人件費（正社員、パート、アルバイトを問わない）
- ⑥自社内部および代表者の親族（本人を含み3親等以内）が経営する企業（個人事業主を含む）との取引によるもの
- ⑦電話代、インターネット利用料などの通信費
- ⑧金融機関などへの振込手数料
- ⑨公租公課（消費税を含む）
- ⑩借入金などの支払利息および遅延損害金
- ⑪各種キャンセルにかかる取消手数料
- ⑫補助金申請書類等の作成、送付、手続きにかかる費用
- ⑬上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費